# 令和5年度 認可外保育施設講習会

東京都福祉局

子供・子育て支援部保育支援課

# 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

▶児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、 国の「認可外保育施設指導監督基準」の項目を 全て(口頭指摘を含む)満たしている施設に対 し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨 の証明書」(以下「証明書」という。)を交付 しています。



#### 証明書交付対象施設

▶ 証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設(顧客、親族の乳幼児のみを預かる施設は対象外)です。

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	0	
ベビーホテル	0	
事業所内保育施設(企業主導型保育事業以外)	0	
院内保育施設	0	
企業主導型保育事業	0	
居宅訪問型保育事業	0	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 (例)自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等 の一時預かり施設	Δ	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

#### 「証明書」の効果

▶ 都道府県知事等から証明書を交付された施設については、その利用料(保育料等)に係る消費税が非課税となります。



#### 保育料補助制度

- ▶ 区市町村によっては、証明書が交付されている施設を利用している保護者に対し保育料補助を行っている場合があります。詳しくは区市町村にお問い合わせください。
- ▶ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合や施設を移転した場合は、原則として証明書の返還を求めます。

#### 認可外保育施設の保育料無償化について

- ▶ 保育料無償化の内容 3歳児~5歳児クラスの子供は月額3.7万円まで、 0歳児~2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供は 月額4.2万円までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設は、区市町村の「確認」が必要です。
  - ※ 利用者が区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ➤ 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、 国が定める基準を満たすことが必要です。
  - ※ 5年間の経過措置期間が設けられています。
- ▶ 今和6年10月以降、基準を満たさない施設は、 保育料無償化の対象ではなくなります。
  - ※現時点で国の指導監督基準を満たす旨の<u>証明書を有していない施設は、</u>基準適合のための取組を加速させるとともに、<u>進捗状況や見込みについて利用児童の保護者に情報提供をお願いします。(</u>区市町村から保護者に別途、無償化の経過措置について通知予定) 6

## 巡回指導について(1)

- 東京都では、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、 児童の安全と保護者の安心を確保するため、巡回指導を実施して います。
- 巡回指導員が施設を訪問し、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言をしています。
- ▶ 巡回に当たっては、事前に巡回指導員が電話により実施の連絡を します。事前の連絡をせずに訪問する場合もあります。
- ▶ 巡回指導員は身分を証明する証票を携帯していますので、必要に 応じて御確認の上、巡回指導に御協力をお願いします。
  - ※巡回指導については、下記ページに掲載されています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/zyunkaishidou.html

### 巡回指導について(2)

#### ▶主な指導・助言事項

- ✓構造設備等に危険な箇所がある(物の落下防止策 の不備等)
- ✓保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ✓施設及びサービスに関する内容の見やすい場所へ の掲示が不十分
- ✓保育室内の定期的な点検が行われていない。
- ✓関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。

#### 東京都への報告について

- >①運営状況報告
- ▶2事故報告
- >③長期滞在している児童の報告

#### 1運営状況報告(1)

- ▶毎年10月1日(※)を基準日として、施設の運営状況を 東京都に報告してください。
  - ※10月1日が休業日の場合は、直後に運営した日を基準日とします。
- ▶報告形式
  - ①電子報告(東京共同電子申請・届出サービスでの報告)
  - ②書面報告 ※メールによる提出は、受付できません。
- ▶ 令和5年度の運営状況報告については、令和5年10月初 旬に依頼文書及び様式等を各施設宛に送付します。
  - ※報告期限:令和5年11月2日

#### 1運営状況報告(2)

- ▶記載漏れ・誤りが多い事項
- ✓施設番号(運営状況報告1ページ)
  - ※不明な場合は、東京都のホームページに掲載の認可外保育施設一覧 を御覧ください。
- ✓施設区分(運営状況報告1ページ14)
  - ※利用児童のうち、一時預かりの児童が半数以上を占める施設は「ベビーホテル」に該当します。
  - ※企業主導型保育施設は「事業所内保育施設」又は「院内保育施設」 に該当します。「その他施設」ではありませんので御注意ください。
- ✓定員(運営状況報告1ページ23)
  - ※定員を設定していない場合、現状の職員配置と設備を考慮し、<u>同時</u> **に受入れ可能な最大の人数**を記載してください。

### 2事故報告

✓下記の事案が発生した場合は、<u>発生当日(遅くとも翌日)</u>に東京都に報告してください。

- ▶報告の対象となる重大事故の範囲
  - 死亡事故
  - ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ※意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故 についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。
  - 食中毒事案
  - ・園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
  - ・ <u>その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結する</u> ような事案 (児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)

#### <報告先>

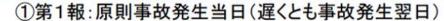
東京都福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 民間保育援助担当電話:03-5320-4131

メールアドレス:S1140504@section.metro.tokyo.jp

※ 報告様式は下記ページに掲載されています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai\_youshiki.html

#### 報告の系統



②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



認可外保育施設(※1)







こども家庭庁



消費者庁

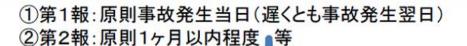
※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。

(企業主導型ペピーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に通知すること。)

※2指定都市・中核市・児童相談所設置市

を含む。

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)





※指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

(企業主導型保育施設は、併せて公益財団法人児童育成協会に通知すること。)



児童育成協会



消費者庁

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

## 3長期滞在している児童の報告

▶ 2 4 時間継続して概ね 5 日間以上施設に滞在している児童がいる場合、報告が必要です。

#### <報告先>

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

電話: 03-5320-4131

メールアドレス:S1140504@section.metro.tokyo.jp

※報告様式については、下記ページに掲載されています。

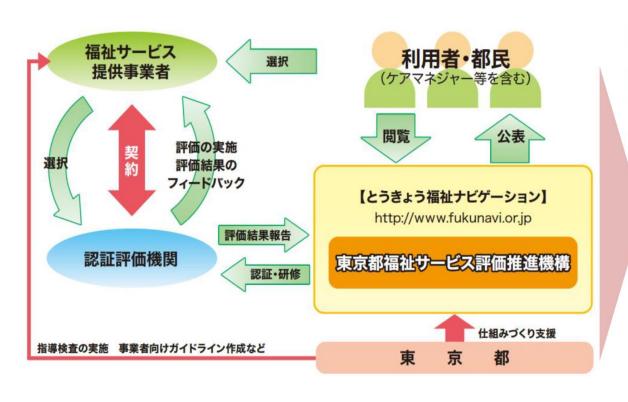
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai\_youshiki.html

#### 福祉サービス第三者評価について(1)

- ▶第三者評価の目的
  - ✓ 第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果 を幅広く利用者や事業者に公表することにより、 利用者に対する情報提供を行うとともに、サービ スの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すこ とで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
  - ✓認可外保育施設については、平成30年4月から 評価対象となりました。

## 福祉サービス第三者評価について(2)

▶福祉サービス第三者評価の概要







#### 福祉サービス第三者評価について(3)

▶ 第三者評価制度に関する問合せ先東京都福祉サービス評価推進機構 (公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部評価支援室) 電話: 03-3344-8515